

6 陳情第 3 号

6 陳 情 第 3 号	新宿区ふれあい入浴証を中野区の銭湯でも使えるように求める陳情
付 託 委 員 会	福祉健康委員会
受 理 及 び 付 託 年 月 日	令和 6 年 3 月 6 日 受 理、 令 和 6 年 3 月 8 日 付 託
陳 情 者	新宿区北新宿————— ————— 外 2 7 1 名

(要 旨)

新宿区ふれあい入浴証を中野区のアクア東中野、松本湯の銭湯でも使えるよう区長に要請して下さい。

(理 由)

昨年 1 2 月、北新宿 4 丁目の柏湯が廃業し、柏木地域から銭湯が 1 軒もなくなり、新宿区内では、距離のある万年湯（大久保 1 丁目）までいくことになりました。隣接するアクア東中野（中野区東中野 4 丁目）、松本湯（中野区東中野 5 丁目）に多くの方が行っていますが、中野区にあるため新宿区のふれあい入浴証が使えません。「なぜふれあい入浴証が中野区で使えないのか。使えるようにしてほしい。」「ふれあい入浴証を使うには大久保 1 丁目の万年湯まで行かないといけません。遠い。」との声が北新宿のみなさんから出ています。

2 0 1 0 年の 9 月いっぱい西新宿 6 丁目の梅月湯が廃業し、角筈（西新宿）地域には公衆浴場が 1 軒もなくなってしまいました。そのため区内で最も近い公衆浴場は、当時北新宿 2 丁目の天神湯まで行かなくてはならないため、行くには青梅街道、税務署通りを渡って行かなくてはなりません。梅月湯が廃業となったために、渋谷区との区境にある羽衣湯（渋谷区本町 3 丁目）に多くの方が行っていました。しかし、渋谷区の公衆浴場では新宿区のふれあい入浴証が使えないため、「ふれあい入浴証を渋谷区の公衆浴場でもつかえるように」との主旨の署名が集められ、福祉部にその年の 1 1 月に 4 3 5 筆の署名が提出され、1 2 月 2 0 日から新宿区のふれあい入浴証が渋谷区の羽衣湯でも 1 0 0 円を払うことになりましたが、使えるようになりました。新宿区のふれあい入浴証を中野区の銭湯でも使えるようにしてください。